

## 議案第28号

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年 2月21日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

つくば市行政財産使用料条例（平成20年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「ものとする」を「額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、当該額に100分の108を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「昭和45年」を「昭和25年」に改める。

別表自動販売機の設置の項中「10,000円」を「10,280円」に改め、同表建物取付携帯電話等無線通信基地局類の設置の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表臨時的物品の販売の項を削り、同表営業を目的とする写真撮影の項中「5,250円」を「5,400円」に改め、同表営業を目的とする映画等撮影の項中「10,500円」を「10,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。